

公共随契による貸付結果一覧表（令和8年8月契約分）

整理 番号	所在地	現況 地目	面積 (平方メートル)	契約 年月日	年額貸付料 (円)	契約期間	契約相手方	法人番号	用途	減額 貸付 の有無	定期 借地権 の設定 の有無	価格形成 上の減価 要因	備考
1	静岡県浜松市浜名区三ヶ日町上尾奈743-1上尾奈国有林20林班は小班外	山林	8,126	R8.8.7	—	R8.8.10～ R13.3.31	浜松市長 中野祐介	3000020221309	道路用地（市道三ヶ日西田ハ・ニ号線、三ヶ日西田線）敷	—	—	—	無償貸付
2	静岡県浜松市浜名区三ヶ日町上尾奈743-1上尾奈国有林22林班と小班外	山林	2,322	R8.8.7	—	R8.8.10～ R13.3.31	浜松市長 中野祐介	3000020221309	道路用地（市道三ヶ日西田ホ号線）敷	—	—	—	無償貸付
3	茨城県久慈郡大子町大字上野宮字八溝国有林2089林班は小班外	山林	11,993㎡	R8.8.10	—	R8.8.10～ R13.3.31	茨城県知事	2000020080004	遊歩道敷	—	—	—	無償貸付
4	群馬県吾妻郡東吾妻町大字大戸字古賀良国有林70林班ち小班	山林	51	R8.8.17	3,000	R8.8.17～ R9.3.31	東吾妻町長 齋藤 貴史	2000020104299	作業用地敷	—	—	—	
5	福島県郡山市逢瀬町多田野多田野高旗国有林208林班口1小班外	山林	14,366	R8.8.17	393,600	R8.8.17～ R11.3.31	三森風力開発株式会社 代表取締役 松本 智	8010401134512	工事用地敷外	—	—	—	
6	福島県郡山市逢瀬町多田野多田野高旗国有林208林班こ小班外	山林	3,893	R8.8.17	108,000	R8.8.17～ R10.7.31	三森風力開発株式会社 代表取締役 松本 智	8010401134512	仮設道敷外	—	—	—	
7	福島県郡山市逢瀬町多田野多田野高旗国有林208林班こ小班外	山林	2,339	R8.8.17	22,304	R8.8.17～ R9.3.33	三森風力開発株式会社 代表取締役 松本 智	8010401134512	送電線敷	—	—	—	
8	群馬県吾妻郡嬬恋村大字田代字吾妻山国有林208林班口1小班外	山林	15,414	R8.8.19	—	R8.8.19～ R11.3.31	中之条土木事務所長 石坂 幸喜	7000020100005	砂防施設敷（堆砂敷）	—	—	—	無償貸付
9	福島県東白川郡矢祭町大字茗荷字入山国有林62林班は1小班外	山林	2,880	R8.8.21	—	R8.8.21～ R13.3.31	茨城県知事 大井川 和彦	2000020080004	遊歩道敷	—	—	—	無償貸付
10	静岡県静岡市葵区梅ヶ島梅ヶ島国有林313林班れ1小班外	山林	280	R8.8.25	—	R8.8.25～ R10.3.31	静岡市長	8000020221007	林道（豊岡梅ヶ島線）敷	—	—	—	無償貸付

11	福島県南会津郡下郷町大字三ツ井字姫山国有林58林班へ小班外	山林	3,357	R8.8.26	—	R8.8.26～ R13.3.31	下郷町長	1000020073628	水道施設敷 外	—	—	—	無償貸付 契約相手方の変更契約
12	群馬県利根郡川場村大字川場湯原字川場谷国有林25林班い小班外	山林	2,050	R8.8.26	—	R8.8.26～ R11.7.31	群馬県沼田土木事務所	7000020100005	道路敷	—	—	—	無償貸付
13	福島県いわき市三和町上三坂字水田国有55林班る1小班外	山林	1,828	R8.8.31	39,100	R8.8.31～ R10.3.31	東北電力ネットワーク株式会社 執行役員 福島支社長 富永 憲夫	7370001044201	工事用地敷外	—	—	—	
14	福島県いわき市三和町上三坂字水田国有林54林班い1小班外	山林	122,927	R8.8.31	1,469,888	R8.8.31～ R17.3.31	東北電力ネットワーク株式会社 執行役員 福島支社長 富永 憲夫	7370001044201	特別高圧架空電線 路敷	—	—	—	契約面積595㎡増 に伴う変更契約

1. 本一覧表は、公共随契により貸付けをした物件について一件別に記載しております。
2. 減額貸付の有無は、法令の規定に基づき減額貸付けを行った場合に「○」を記載しております。
3. 年額貸付料について、貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料を記載しております。
4. 定期借地権の設定の有無について、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。）を設定している場合に「○」を記載しております。
5. 価格形成上の減価要因は、以下に掲げる場合に要因を記載しております。なお、複数の減価要因がある場合には、主たる要因を記載しております。
 - ・ 予定価格の算定に当たり、建物解体撤去を減価要因とした場合
 - ・ 予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の瑕疵を減価要因とした場合